

温泉交流施設公共施設等運営権実施契約の概要

1 事業名称

温泉交流施設運営事業

2 公共施設等運営権者の商号又は名称

長久手市前熊下田170番地1

株式会社GOZA

3 公共施設等の立地

長久手市前熊下田170番地1

4 公共施設等運営権の存続期間

令和7年4月1日から令和27年3月31日まで

5 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、運営権者は市の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとする。

(1) 運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続的履行が困難となった場合には、市は実施契約を解除することができる。

(2) 市の事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 市において、他の公共の用途に供すること、その他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合には、市は運営権者に対し、実施契約を解除することができる。

イ 運営権者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は実施契約の履行が不能となった場合等、実施契約に定める一定の事由が生じたときは、実施契約を解除することができる。

(3) 不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力、特定の法令変更等により、本事業の継続が困難となった場合には、市は運営権者と協議の上、実施契約を解除することができる。

6 契約終了時の措置に関する事項

(1) 運営権

公共施設等運営権の存続期間の終了日に、運営権者に設定されている運営権は消滅する。

(2) 運営権設定対象施設

運営権者は、公共施設等運営権の存続期間終了時に、現存する形で運営権設定対象

施設を明け渡さなければならない。

(3) 運営権者の所有資産等

市は、本事業の実施のために運営権者の所有する資産のうち必要と認めたもので、運営権者が承諾したものについて時価にて買い取ることができる。

本事業の実施のために運営権者が所有する資産等のうち市が買い取らないものについては、すべて運営権者の責任により処分し、その費用を負担しなければならない。

(4) 業務の引継ぎ

運営権者は、公共施設等運営権の存続期間終了前において、自らの責任と費用負担により、本事業に係る業務が円滑に市又は市が指定する者に引き継がれるよう十分な引継準備期間を確保のうえ、適切な業務引継を行わなければならない。

以上